

第二期子ども・子育て支援事業計画（案）



第 2 章 子どもと子育て家庭の
現状と課題

「第 2 章 3 これまでの主な取り組みの進捗状況」より記載

3 これまでの主な取り組みの進捗状況

平成 26 年度に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」における重点施策ごとに主な取組の実施状況を整理しました。

重点施策 1 安心して子育てができる地域づくり

本市では、平成 27 年 4 月より、妊娠期の方から子育て期の方までの総合相談窓口である「子育て世代包括支援センター」を設置しています。センターでの各種相談件数は増加しており、身近な相談窓口として認知され、役割が大きくなっています。

また、親子プレイステーションなどの子育てサロン等、各小学校区でも、保護者や子どもの交流の場として、地域のつながりを大切にしながら、様々な子育て支援が展開されています。

情報提供の分野では、子育て情報アプリの運用を平成 31 年 3 月にスタートするなど、子育てに関する情報提供を充実し、子育て家庭支援の充実を図っています。

さらに、赤ちゃんの駅事業等を通じて、企業や事業所との連携についても拡充を図っています。

重点施策 2 教育・保育の充実にむけた取り組みの推進

乳幼児期の取り組みについて、保育園と認定こども園の開設、保育人材の就職フェアの開催等を通じ、待機児童解消をめざしています。

学童期の居場所づくりについては、放課後児童クラブの開所により、定員数の拡充を図ってきました。今後は、放課後子ども教室も含め、全ての就学児童に対して、放課後の居場所を提供するため取り組む必要があります。

また、固定的性別意識の解消やワーク・ライフ・バランスに関する研修の機会を提供し、社会全体で性別にとらわれず、仕事と生活の両立を推進しています。今後も引き続き、市民と企業に対する学習機会の提供を図る必要があります。

重点施策3 社会的援助を必要とする子ども・家庭に対する取り組みの推進

子育て世代包括支援センターでの相談支援や乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診事業等をおし、社会的援助を必要とする子どもとその家族を早期に把握し、必要に応じて関係機関との支援を実施しました。

子どもの虐待防止については、要保護児童対策地域協議会を通じて、多機関が連携し、虐待の未然防止、重症化予防、早期発見に繋げる取り組みを進めています。子どもの虐待は、様々な背景・要因が複合的に重なることにより発生することが多く、また家庭内で起こることにより発見や対応が難しいため、地域社会全体の意識向上や地域で見守る体制づくりが不可欠です。

障がい児に対する支援としては、保育所等訪問支援事業、児童発達支援事業、障がい児相談支援事業などをおして、支援を必要とする対象児に必要な支援を早期に提供するための取り組みを進めました。また、ペアレントプログラムやペアレントメンター養成講座などを通じ、障がい児の保護者に対する支援も展開しています。

4 子どもと子育て家庭の現状と課題

平成 26 年度に策定された「第一期近江八幡市子ども・子育て支援事業計画」の施策の柱である行動目標ごとに近江八幡市の子どもと子育て家庭の課題を整理しました。

行動目標 1 地域における子育ての支援

本市では、全ての市民がその人らしく自立した生活がおくれるよう、『人がつながり未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」』をめざしています。しかしながら、少子化や核家族化、地域のつながりの希薄化が進むにつれ、子育ての不安や負担が高まり、相談件数が増加しています。

アンケート調査の結果によると、子育てについて気軽に相談できる人として、「配偶者」、「父母、祖父母等の親族」の割合が高くなっています。また、日頃、日常的に子どもを見てもらえる親族・知人が「いずれもない」人が約 1 割、子どもの子育てをする上で、気軽に相談できる人・場所について「相談していない」人の割合が 1.4% と、わずかではあるものの、身近に子どもをみてもらえる親族・知人がいなかったり、相談相手がない人がいます。子育てで、今後相談したいこととしては「育児の不安や悩み」「しつけ」「子どもの生活習慣全般」等多様な悩みを抱えています。

また、国においては、平成 30 年 9 月に策定された「新・放課後子ども総合プラン」では、学童保育及び放課後子ども教室を一体的に又は連携して実施することが目標とされています。さらに、全ての児童が放課後に多様な体験・活動を行うことができるよう、子どもの主体性を尊重し、自主性、社会性等のより一層の向上を図ることが求められています。

今後は、子育て支援に関する情報発信体制を強化するとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、安心して子どもを産み育てることができるよう、子育てに関する不安の軽減や知識の向上、支援が必要な家庭に対しては、医療・保健・福祉・教育が連携し、切れ目のない支援を実施することが必要です。

さらに、子育てのしやすい環境の拡大に向けて、地域での助け合いの機運や機会を創出しながら、必要な子育て支援サービスの充実もはかることで、家庭と地域が支え合う子育てしやすいまちづくりにつなげることが必要です。

行動目標 2 母性並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎を培う大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

そのようななか、国においては、子育て世代包括支援センターを 2020 年度に全国展開すること、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的相談支援を提供することをめざしています。

アンケート調査では、子育てに関する相談相手については、「配偶者」や「父母、祖父母等の親族」といった身近な周りの相談相手が多く、公共の機関については「子ども発達支援センターや発達支援課」が 7.1%、「市役所や総合支所、保健センター」が 6.1%、「子育て世代包括支援センター」が 2.1%となっています。

子育てについて、今後相談したいこととしては「子どもの病気や健康」が 36.7%、「子どもの食生活」が 36.0%となっており、保護者の子どもの健康づくりに対する関心が高くなっています。

このような現状をふまえ、育児不安を感じている保護者の不安を軽減するとともに、子どもの発達や子どもとの関わり方について学ぶ機会を提供し、不安を抱える保護者への支援を充実することが必要です。

また、安心して子どもを産み育てることができるよう、関係機関と連携し、子どもと保護者の健康づくりを推進することが必要です。

行動目標 3 子どもが健やかに成長するための教育環境の整備

すべての子どもの健やかな育ちを支援するためには、保育所、幼稚園、認定こども園、小学校、中学校との連携を保ちながら子どもの将来を見据えた子育て支援が必要であり、家庭、地域の教育力を高め、学校教育の充実を図ることが求められます。また、豊かな人間性や社会性を培い、確実な学力を身につけることが大切であるため、各学校は特色ある教育課程を編成・実施し、開かれた学校づくりに取り組むことが必要です。

さらに、子どもが生活の大半を過ごす家庭の環境は、子どもの成長に大きく影響します。そのため、これから親になる世代や子育て中の親が、子どものしつけや生活習慣の見直し、家庭内での教育力を高めるための家庭教育に関する学習を支援する必要があります。

アンケート調査では、5年前と比べ、母親のフルタイム就労が増加しています。また、未就学児童をもつ母親の約6割はなんらかの就労をしており、パートタイム就労している母親の4割半ばはフルタイムへの転換希望があります。また、アンケート調査では、定期的に利用している事業について、5年前と比べ、「どこにも預けていない」人の割合が減少し、「小規模保育(定員が概ね6～19人の保育施設)」「認定こども園」の割合が増加しています。

今後は、多種多様な保育が利用されるなか、教育・保育のニーズを適正に把握し、提供料を担保しつつ、安全で安心なより質の高い教育・保育を維持していくことが必要です。

また、子ども・若者を取り巻く環境は複雑化・多様化しており、全国的に、いじめや不登校、ひきこもりといった問題が指摘されています。これらの困難を抱えた子ども・若者が社会生活を円滑に営むことができるよう、相談・支援や関係機関の連携を強化し、一人ひとりが自分らしく生きていけるよう必要な支援を行うことが重要です。

行動目標 4 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

近年、子どもたちを狙った犯罪や、子どもが巻き込まれる事故等の発生により、地域における子どもの安全・安心への関心が高くなっています。文部科学省は、平成 30 年に「登下校防犯プラン」を示し、地域における連携の強化や多様な担い手による見守りの活性化などを掲げ、取り組んでいます。

アンケート調査では、子育てしやすいまちだと思うかについて、5年前に比べ、「そう思う」の割合が低くなっており、子育てしやすいまちづくりのために、必要な取り組みについて、約3割の保護者が「乳幼児の遊び場の整備」や「子どもを事故や犯罪から守るための施策の推進」を求めています。

子どもの安全確保は、安全・安心な社会の要であるとの認識のもと、子どもたちがあたたかな地域の見守りの目のなかで、安心して過ごせる地域づくりが求められます。社会全体で子どもの安全を守るという機運を高め、連携体制を構築していくことが重要です。

行動目標 5 家庭と仕事の両立支援

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」を実現することをめざしています。平成 29 年 10 月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。

しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解の、一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、5年前に比べると、母親の育児休業を取得した割合は減少しています。一方で父親の取得状況は微増していますが、いまだ低い水準となっています。

働きながら安心して子どもを生み育てることができるように、仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。

行動目標 6 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待への対応については、従来より制度改正や関係機関の体制強化等により、その充実が図られてきました。しかし、深刻な児童虐待事件は後を絶たず、全国の児童相談所における児童虐待に関する相談対応件数も増加を続けており、依然として社会全体で取り組むべき重要な課題となっています。

改正児童虐待防止法では、親の子どもへの体罰の禁止、児童相談所の体制強化等を盛り込み、児童虐待の更なる防止に努めています。

子育ての不安に寄り添えるように、日頃から相談しやすい体制づくりと関係の構築を図ることが必要です。また、児童虐待防止の広報・啓発の充実とともに、要保護児童対策地域協議会の機能強化を図り、子どもの虐待（疑いを含む）が発見された際に、速やかに通告、連携、支援につなげる体制を強化することが求められます。

また、国においては、ひとり親における家庭の経済的な状況が子どもの育ちに影響を及ぼす「子どもの貧困」が問題となっています。平成 28 年度の国民生活基礎調査によれば、子育て中の一般世帯の平均年収に比べ、母子世帯は約 1/3 となっており、特に母子家庭における経済的困窮が顕著となっています。

生活に困難を抱える家庭に、地域の支援者と連携しながら、適切なサービスや支援を結び付けることが必要です。特に、ひとり親家庭の生活の安定と自立のため、日常生活を支援し、相談体制を充実することが求められます。

さらに発達に支援が必要な子どもの早期発見・早期支援を行うために連携を強化し、発達につまづきのある人への相談体制の充実を図るとともに、保育所、放課後児童クラブ等における受け入れ体制の充実を図る必要があります。

その他、様々な要因で困難を抱えた家庭・子どもが健やかに成長するために、一人ひとりの個性と能力に応じた配慮や、子どものライフステージにあわせて、行政の各分野（保健、保育、教育、福祉等）が総合的に支援する仕組みが重要です。また、子育て世帯が安心して暮らしていけるよう精神的、経済的な支援に関する情報提供や相談体制の充実が求められます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 計画の基本理念

子どもは性別・国籍・障がいの有無に関わらず皆「いとご」であり地域の宝です。子育ての主役である保護者が、自己肯定感を持ちながら子どもと向き合える環境を整えとともに、地域社会全体で子育てを見守り、支援していくことが重要です。

本計画では、前期計画の基本理念「子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！」



や大切にすべき視点等を引き継ぐとともに、それらをさらに明確に反映することにより、これからの近江八幡市を支える子どもたちの成長を地域とともに支え、未来に夢と希望のもてるまちをめざします。

基本理念

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！



2 大切にすべき視点

本計画では、基本理念を実現するために、次の7つの大切にすべき視点を定め、地域社会が一体となり、すべての子どもを見守り育てていきます。

(1) 子どもの権利を守ろう！

子どもを人として尊び、社会の一員として重んじよう
子ども自らが考え、行動することを支援・尊重しよう

(2) 健康と安全を守ろう！

子どもが心身ともに健やかに生まれ育てられる環境、そして安心して子どもを産み、育てられる環境をつくろう

(3) ときめきを感じよう！

保護者が自己肯定感を持ちながら子どもと向き合い、子どもを育てることに楽しさや喜びを感じ、たくましく生きよう

(4) 気持ちにゆとりをつくろう！

管理された時計時間から解放され、自分らしい“時”を送ろう
気持ちのゆとりを生活の豊かさにつなげよう

(5) 自然を大切にしよう！

子どもを健やかに育てる豊かな自然、子どもがのびのびと遊べる身の回りの自然を守り、その積み重ねで地球規模の環境保全に努めよう

(6) やさしさや思いやりをもとう！

人にやさしさをもって関わり、子どもの育ちを温かいまなざしで見守ろう

(7) 交流を大切にしよう！

家庭での交流、地域との交流を大切にし、その“関わり”のなかで地域と自分について理解を深めよう

3 めざすまちの姿

(1) 子どもの幸せを考えるまち

子どもは、生まれながらにして、一人ひとりかけがえのない存在です。

家族、地域の人、子どもを取り巻くすべての人に、愛され、信頼されることによって自尊心を高め、自分に自信を持ち、安心して心身ともに健やかに育つことができます。

そのために、子どもの視点に立ち、すべての子どもの年齢や発達に応じた支援、すべての子育て家庭を対象にした支援を図ります。また、子どもたち自身の意思・思いが反映され、すべての子どもが豊かな人権感覚を持ち、自ら未来を拓いていけるようなくみづくり、社会づくりをめざします。

(2) 子育てを地域ぐるみで支えあうまち

生活環境や社会環境が大きく変化し、核家族化、地域社会における孤立等がみられる中、安心して子どもを産み、育てられる社会、「子どもの最善の利益」が実現される社会が求められています。

子育てに喜びや生きがいを感じることができ、保護者の子育て力を高めるために、地域住民や子どもに関わる様々な関係機関はもちろん、行政・民間の垣根を越えた地域社会全体の連携を深め、子育て支援の充実を図ります。

(3) 次代の親を育成するまち

核家族が増えるなかで、これまで家族のなかで自然に受け継がれてきた様々な伝承が困難になっている状況から、小さな頃からの関係機関・地域での支援が求められます。一方、保護者自身も、家庭・地域の人々とのつながりを持ち、地域コミュニティのなかで子どもが育まれるよう地域社会に参加していこうという意識を持つことが重要です。

子どもは、やがて、次代の親になるという認識のもと、豊かな人間性を形成し、自立して家庭をもつことができるよう、将来を見据え、長期的な視野に立った子どもの健全育成を進めます。

また、地域や社会が家庭における子育ての負担感や不安感、孤立感に寄り添うことによって、保護者が自己肯定感を持ちながら子どもとしっかりと向き合うことができ、

親としての自覚と責任・誇りを持てる、「親育ち」のできる子育て支援環境を整えます。

4 基本目標

(1) 結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、包括的な支援体制の構築

子育てを取り巻く状況は、核家族化の進行、ライフスタイルや価値観の変化に伴い、多様化しており、各々の子どもや家庭のニーズに対応した保育・子育てサービスの充実を図る必要があります。

また、保育ニーズの高まりへ対応するため、乳幼児期における保育サービスの充実や就学児童の放課後の活動場所の充実を計画的に進めるとともに、地域や子育て支援を行う団体等と密接に連携、協力して、子どもの成長に応じた適切な支援が受けられる、子育てしやすい環境の整備を進めます。

さらに、地域において子どもたちが健やかに成長していける質の高いサービスが提供され、すべての家庭がそれぞれの子育てに合ったサービスを利用できるよう、利用者に寄り添った子育て支援に取り組みます。

(2) 親と子の心と体の健康づくり

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、妊産婦・乳幼児、思春期への保健対策、食育の推進、医療の充実等、妊産婦とその家族の出産・子育ての不安が軽減され、家族が健やかに生活できるよう取り組みを進めます。

また、子どもと親が、心豊かに育つうえで健康づくりは重要な課題であり、すべての子どもと親が心身ともに健康に過ごせる環境づくりに取り組みます。

(3) 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

次代を担う子どもたちが、社会の一員として自立するためには、心身ともに健やかに成長し、自ら学び、考え、行動する力や、社会の発展に主体的に貢献する力を身に付けていくことが必要です。いじめ防止対策を含めた子どもの人権を守る取り組みや、その権利擁護について広く市民に周知、啓発を行うとともに、就学前の教育や保育、学校教育の充実を図ります。

また、子どもの権利が守られ、全ての子ども・若者の健やかな成長と学び、自立に向けた支援に取り組んでいきます。

(4) 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

良好な生活環境の整備、安全な道路交通環境や防犯・防災といった安全・安心な環境の整備をすすめ、誰もが安心して子育てできる環境づくりに取り組みます。

また、子育て世帯への経済的負担を軽減する取組を実施します。

(5) 仕事と生活の調和の支援

「ワーク・ライフ・バランス」や「働き方改革」の理解や促進に努め、仕事と子育てを両立するための環境づくりや、男女共同参画による子育てを促進し、「子育てしやすい環境づくり」を推進します。

(6) 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

児童虐待防止を推進するとともに、ひとり親家庭、障がいのある児童、外国人住民等、配慮が必要な子どもや保護者を対象に、関係機関等が連携を図りながら、子どもの特性に合わせた継続的な支援を充実します。

「子どもの貧困」についても、国が示す方向性等をふまえながら、相談支援対応の充実等、経済的困難を抱える家庭への対応を図ります。

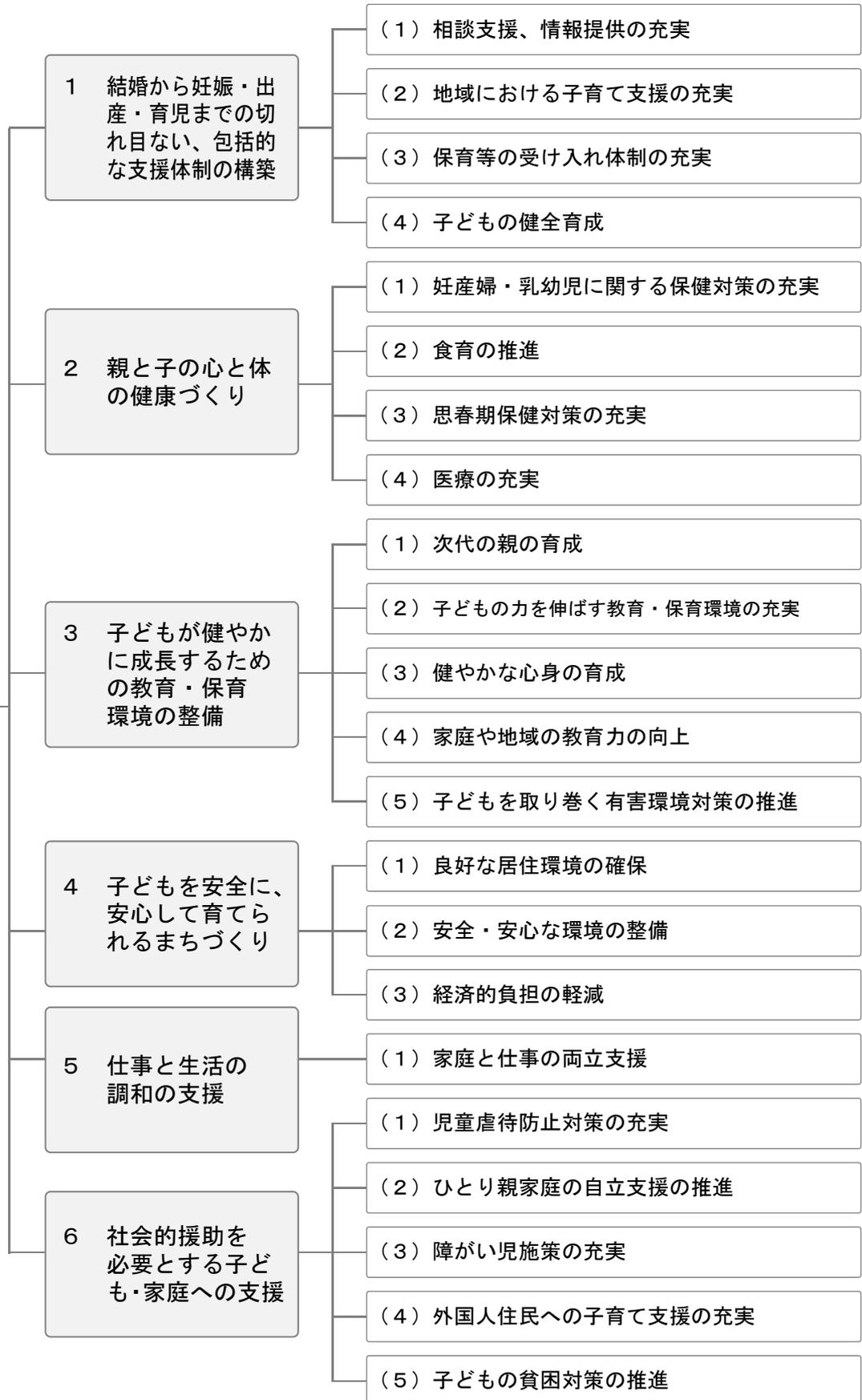
5 施策の体系

[基本理念]

[基本目標]

[施策]

子どもは地域の宝、みんなで見守り育てよう！





第4章 施策の展開

基本目標 I

結婚から妊娠・出産・育児までの切れ目ない、 包括的な支援体制の構築

施策（1）相談支援・情報提供の充実・・・

子どもや子育てに関する様々な相談に迅速・適切に対処できる体制づくりに努めるとともに、複雑化・多様化する相談内容に対応できるよう相談員の人員・資質両面での強化を図ります。

また、子ども・子育てに関する情報発信については、必要な情報がすぐ手に入るよう積極的に提供していきます。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

重点取組		取組内容				担当課
★子育て世代包括支援センターの運営（利用者支援事業：基本型・母子保健型）		「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、妊娠期から子育て期にわたる様々なニーズに対して総合的支援を行う総合相談窓口を設置する <内容> ①妊産婦・乳幼児の実情の把握 ②各種相談、情報提供、保健指導 ③支援プランの策定 ④関係機関との連絡調整				子ども支援課 健康推進課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
利用者支援事業実施か所						
①基本型 2か所	①2か所	①2か所	①2か所	①2か所		
②母子保健型 1か所	②1か所	②1か所	②1か所	②1か所		

【主な取組】

- 子育てに関わる相談（子育て世代包括支援センターを除く）（子ども支援課、幼児課）
- 子育て情報の提供・子育てに関する知識の普及啓発（子ども支援課、幼児課、健康推進課、生涯学習課、図書館）
- 子育てに関する講演会等（子ども支援課、幼児課）

施策（２）地域における子育て支援の充実・・・

地域で子育て家庭を支援し、子どもの育ちを支えるという意識を高め、地域における身近な交流の場の確保に努めます。

また、市民団体や関係機関との連携強化、ボランティアの養成・支援等を実施し、子育て・子育ての応援ができるあたたかい地域社会を目指します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

重点取組	取組内容				担当課
★地域子育て支援拠点事業	「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、雨天時の集いの場になることも踏まえ、乳幼児と保護者同士の交流の場、育児相談の場などを提供する。				子ども支援課
親子の絆づくりプログラム（BPプログラム）	生後2ヶ月～5ヶ月の第1子子育て中であるお母さんと赤ちゃんを対象に、少し先を見通した子育ての基礎知識を学びながら、気の合う仲間をみつけ、親子のきずなを育てていくプログラム。 親育て、リスクのある母子の発見&継続的なフォローを実施。				子ども支援課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
地域子育て支援拠点事業実施か所 8か所	8か所	8か所	8か所	8か所	
BPプログラム ①年間開催コース 12コース ②参加組数 年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	①12コース ②年240組	

【主な取組】

- 子どもセンター運営事業（子ども支援課）
- 自治会館の利用促進（まちづくり協働課）
- ボランティアのネットワーク化（子ども支援課）
- 園庭開放（幼児課）
- 庁内での情報共有（子ども支援課）
- 家庭訪問型支援（ホームスタート）（子ども支援課）
- 子育てにかかる人材育成講座（子ども支援課）

- 中学校区子育て支援ネットワーク会議（子ども支援課）
- 親育ち支援事業（健康推進課、子ども支援課）

施策（３）保育等の受入れ体制の充実・・・

待機児童の解消に向け、教育・保育事業の整備を行うとともに、保育の受け皿拡大を支える人材の確保に向けた取組を推進します。

また、少子高齢化にともなう核家族化の進展、共働き家庭の増加等を背景に、多様化する保育ニーズに対応するため、多様な教育・保育サービスを提供します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

重点取組		取組内容				担当課
★教育・保育事業 (保育所等の体制整備)		「第5章事業量見込みと確保方策(教育・保育給付対象事業)」に定める確保方策に従い、市内全域に教育・保育事業の整備を行い、待機児童を解消する。				幼児課
保育士等の確保		就職率や定着率を向上させ、保育士等の確保を図る。				幼児課
認定こども園の普及推進		すべての子育て家庭に対して教育・保育を提供できる施設であることを踏まえ、地域の実情を勘案しつつ、普及促進を図る。				幼児課
教育・保育施設の整備・改修		就学前児童に快適な教育・保育環境を提供できるよう、施設の普及・促進の方針に従って施設の整備及び改修等を図る。				子ども施設整備推進室
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
保育所等の受入確保量 ①1号認定 1,895人 ②2号認定 1,101人 ③3号認定 (0歳) 190人 ④3号認定 (1・2歳) 674人	①1,725人 ②1,162人 ③211人 ④728人	①1,725人 ②1,162人 ③211人 ④728人	①1,725人 ②1,162人 ③211人 ④728人	①1,725人 ②1,162人 ③211人 ④728人		

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①保育人材就職 フェア来場者 35名	①40名	①40名	①40名	①40名
②保育人材市内就 職者 15名	②18名	②18名	②18名	②18名
③保育施設見学 ツアー参加者 5名	③7名	③7名	③7名	③7名
(仮称)岡山こども 園の開園	(仮称)桐原東こども 園の開園 老蘇こども園増 築による乳児受 け入れ			

【 主な取組 】★：法定事業

- ★子育て短期支援事業（子ども家庭相談室）
- ★ファミリー・サポート・センター事業（子ども支援課）
- ★一時預かり事業（子ども支援課、幼児課）
- ★延長保育事業（幼児課）
- ★病児・病後児保育事業（幼児課）
- ★多様な主体の参入促進事業（幼児課）
- 教育・保育施設及び地域型保育事業者の相互連携の推進（幼児課）

施策（４）子どもの健全育成・・・

すべての就学児童に対し、多様な放課後の居場所づくりを提供します。また、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施等を検討します。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

重点取組		取組内容			担当課
放課後子ども総合プラン		すべての就学児童に対し、放課後の居場所づくりを総合的に提供するための指針を策定する。			生涯学習課
放課後子ども教室		利用可能な教室（余裕教室）等を活用し、児童の遊び・生活の場を提供するとともに、地域資産の伝承、人材育成を行う。放課後児童クラブとの一体型の実施を進める。			生涯学習課
★放課後児童健全育成事業		「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、安心・安全な児童の居場所を確保する。			子ども支援課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
放課後子ども総合プラン策定	プラン実施と進捗管理	—————▶			
放課後子ども教室実施校数 5校	7校	10校	12校	12校	
放課後児童クラブ受入確保量 1,335人	1,335人	1,335人	1,335人	1,335人	

【主な取組】

- 青少年活動団体への支援（生涯学習課）
- 子ども会育成者連合会活動（生涯学習課）
- 絵本・てあそび・わらべうたのおはなし会（図書館）
- 啓発活動の推進（生涯学習課）
- 青少年問題協議会（生涯学習課）
- 青少年補導・街頭指導（生涯学習課）

基本目標Ⅱ 親と子の心と体の健康づくり

施策（１）妊産婦・乳幼児に関する保健対策の充実・・・

母親が安心して妊娠・出産に臨めるよう、妊娠・出産・新生児期を通じ、医療機関・母子保健分野の連携を深め切れ目のない支援を行います。

また、健康診査や相談を通して、疾病の早期発見と親子の健康維持に関する取組を進め、育児不安の軽減を図ります。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容				担当課
産前産後サポート事業・産後ケア事業		医療機関や助産師等と連携して、妊娠期から生後1歳未満の子をもつ親に対して支援を実施し、育児不安の早期解消を図る。				健康推進課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
アンケート結果の向上 妊娠・出産について満足している者の割合（産後、退院してから1か月程度の支援の満足度） 80%（H30：79.3%）	81%	82%	83%	84%		

【主な取組】★：法定事業

- ★妊婦健康診査（健康推進課）
- ★乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）（健康推進課）
- 不妊治療への支援（健康推進課）
- 乳幼児健診（健康推進課）
- う歯予防事業（健康推進課）
- 小児期における生活習慣病予防対策（学校教育課（健康推進課））
- 予防接種事業（健康推進課）

施策（２）「食育」の推進・・・

心身ともに成長する学齢期において、正しい知識と望ましい生活習慣を身につけることができるよう食育を推進して、子どもの健全な発育と成長、健康づくりを支援します。

また、地産地消の取組を通じて地域や環境問題への意識も高めます。

【重点取組と目標】

重点取組	取組内容				担当課
正しい食習慣の啓発 (食育教室等)	子どもや子育て家庭（妊産婦等を含む）に対し、食事と健康との関係、食事マナー等について啓発し、「食を選ぶ力」、「食べる力」の育成を図る。				子ども支援課 幼児課 学校教育課 学校給食センター 健康推進課
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
幼・保・こども園 食育実施回数 106回以上	106回以上	106回以上	106回以上	106回以上	
小・中学校 食育授業実施回数 133回	133回	133回	133回	133回	
①啓発紙の配布 11回／年 ②給食残食量の前 年からの減少	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	①11回／年 ②前年より減少	
	アンケート結果 の向上（3年1回） 朝食を欠食する 子どもの割合 保・幼0.9% 小学生2.3% 中学生6.0%			アンケート結果 の向上 保・幼0% 小学生0% 中学生3.0%	

【主な取組】

- 地域特性を活かした地産地消の推進（農業振興課、幼児課、学校教育課、学校給食センター）

施策（3）思春期保健対策の充実・・・

思春期の保健対策として、性や性感染症等に関する正しい知識の普及を図ります。

また、性に関する教育や思春期保健に対する、教職員の資質向上を図ります。

【 重点取組と目標 】

重点取組		取組内容			担当課
小・中学生や保護者に向けた正しい知識の普及・相談		妊娠期前から、性や性感染症、出産適齢期等、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の普及を図る。 学校では個別指導の充実も図る。			健康推進課 学校教育課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
性に関する授業の実施校数 16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	16校（全小中学校）	

【 主な取組 】

- 養護教諭研修会（学校教育課）

施策（４）医療の充実・・・

安心して妊娠、出産期を過ごせるよう、周産期医療の充実を図ります。

また、必要なときに適切な治療を受けることができるよう、小児医療、小児救急医療の体制強化を図ります。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
医療・保健ネットワークの整備		地域ケア会議等の実施により医療・保健の連携に関する課題整理と課題解決に向けた取組を進める。			健康推進課
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
ネットワーク構築を目的とした地域ケア会議の開催回数 1回	2回	2回	2回	2回	

【主な取組】

- 周産期医療の充実（総合医療センター）
- 病診連携の促進（総合医療センター）
- 小児救急医療（総合医療センター）

基本目標Ⅲ 子どもが健やかに成長するための教育・保育環境の整備

施策（１）次代の親の育成・・・

これから親になっていく人たちが、子どもを生き育てることに、喜びや楽しみを感じることができるよう、啓発を進めます。

また、子育てについて学ぶ機会を提供し、家庭の子育て力、教育力を強化する支援や環境づくりを進めます。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
家庭教育支援		子育てサロンや講座を開催し、保護者同士や家庭教育支援員との交流の機会を設けることで、家庭教育の支援を行う。			生涯学習課
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
家庭教育支援チームの設置 ９校	10校	10校	10校	10校	

【主な取組】

- 赤ちゃんとのふれあい交流（子ども支援課）
- 乳幼児とのふれあい（学校教育課）

施策（２）子どもの力を伸ばす教育・保育環境の充実・・・

教育・保育の場において、子どもたちの確かな学力の向上、豊かな心の育成、健やかな体の育成に向けた取組を推進します。

【重点取組と目標】

重点取組	取組内容				担当課
効果的な研修システムの構築	公私立を問わず、幼稚園教諭や保育士の研修を整理・体系化し、効果的な研修システムの構築を行い、人材育成を図る。				幼児課
小・中学校外国語活動推進事業	ALT（アシスタント・ランゲージ・ティチャー）の人員維持および教員の指導力向上による、英語力の向上と国際理解教育の充実を図る。				学校教育課
ふるさと学習	近江八幡市第1次総合計画 人がつながり 未来をつむぐ「ふるさと近江八幡」 および 近江八幡市教育大綱 「子ども」が輝き「人」が学び合い ふるさとに愛着と誇りをもち 躍動する 元気なまち 近江八幡を実現するために、各校園において特色ある教育活動を推進する。				学校教育課 図書館
読書活動の推進	図書館見学や職場体験等を通じ、読書への興味及び学ぶ意欲の向上をめざし、図書館教育の充実を図る。				学校教育課 図書館
「早寝・早起き・あさ・し・ど・う」の推進	生涯にわたり心身ともに健康に生きるため「早寝・早起き・あさ（あいさつ）・し（食事）・ど（読書）・う（運動）」運動を学校・地域・家庭で引き続き推進していく。				幼児課 学校教育課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
幼・保・こども園 キャリアステージ 研修実施 各ステージ2回	各ステージ3回	完全実施・検証	完全実施・検証	完全実施・検証	
ALT派遣時数 ①小学校低学年 10時間 ②小学校中学年 15時間 ③小学校高学年 50時間 ④中学校 50時間	①10時間 ②15時間 ③50時間 ④50時間	①10時間 ②15時間 ③50時間 ④50時間	①10時間 ②15時間 ③50時間 ④50時間	①10時間 ②15時間 ③50時間 ④50時間	

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
①ふるさと学習実施回数 学期に1回以上 ②保幼小中連携の機会 年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上	①学期に1回以上 ②年間1回以上
図書館を通じてふるさとを学ぶ機会の増加 ①図書館デジタルアーカイブのアクセス件数 ②図書館を使った調べる学習コンクールの応募数 前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上
児童図書貸出冊数 前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上	前年度比 100%以上
	アンケート結果の向上（3年に1回） 前回H30結果 ①10時までに寝る 小学校 77.7% 11時までに寝る 中学校 54.4% ②7時までに起きる 小学校 98.4% 中学校 85.7% ③家族にすすんであいさつする 小学校 62.5% 中学校 58.0% ④朝食を毎日食べる 小学校 92.2% 中学校 81.0% ⑤読書しない 小学校 33.9% 中学校 40.8% ⑥運動しない 小学校 15.5% 中学校 23.3%			アンケート結果の向上

【 主な取組 】

- 幼・保・小職員の合同研修の充実（幼児課、学校教育課）
- 乳幼児と児童・生徒との交流活動の推進（幼児課）
- 公開保育の実施（幼児課）
- 保育所・幼稚園・認定こども園と小学校・中学校との連携（幼児課、学校教育課）
- 外国語対応教育相談（学校教育課）
- 情報システムの推進（学校教育課）
- 院内学級（学校教育課）
- 地域体験学習（学校教育課）
- 人権保育・教育の推進（幼児課、学校教育課、生涯学習課）
- 学校保健を語る会（保健文化賞を含む）（学校教育課）
- いじめ対策総合支援事業（学校教育課）
- 校舎・園舎等の設備整備（教育総務課）
- 園児・児童・生徒の安全・安心対策（子ども支援課、幼児課、学校教育課）
- 通学区域弾力化制度の推進（教育総務課（幼児課、学校教育課））
- 教職員の資質向上のための研修会（学校教育課、教育研究所）
- 学校評議会（学校教育課）
- 幼稚園評議会（幼児課）

施策（3）健やかな心身の育成・・・

児童・生徒の不登校・いじめ・問題行動等について、相談活動を充実するとともに、子ども自身からの相談が受け入れやすいような配慮を行い、子どもをサポートしていきます。

また、多様な体験の場や学びの機会を提供し、子どもの力を伸ばす取組を充実させます。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容				担当課
教育相談活動 「相談室1・2」		【相談室1】 教育相談室において、電話・面談による不登校・いじめ・問題行動に関する相談を行い、必要時は、学校や専門機関と連携をとり、支援を行う。 【相談室2】 臨床心理士によるカウンセリングやプレイセラピー等の心理療法や心理検査を実施する。				教育研究所
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
相談件数 教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	教育相談室1 1080件 教育相談室2 300件	

【主な取組】

- 文化芸術活動の推進（文化観光課）
- 体験学習・教室の実施（文化観光課）
- 適応指導教室（教育研究所）
- ホームスタディー制度事業（教育研究所）
- スポーツ少年団活動支援（生涯スポーツ課）
- スポーツ教室・大会（生涯スポーツ課）
- 消費者教育推進事業（人権・市民生活課（消費生活センター））

施策（４）家庭や地域の教育力の向上・・・

家庭・地域が学校と協働して、地域と学校の教育力を向上させ、子どもたちの豊かな成長を一体となって支えます。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
コミュニティ・スクール推進事業		市内の公立幼稚園、小学校、中学校に学校運営協議会を設置し、「コミュニティ・スクール」とする。 学校と地域住民が協働して学校と地域の教育力を高める。			生涯学習課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
学校運営協議会 設置校数 13校	21校	21校	21校	21校	

【主な取組】

- 中央公民館講座（生涯学習課）
- ブックスタート事業（図書館）
- 人権保育・教育の啓発・推進事業（幼児課、生涯学習課）
- 緑のカーテン事業（環境課）
- 地域活動体験（学校教育課）
- PTA連合会活動（生涯学習課）

施策（５）子どもを取り巻く有害環境対策の推進・・・

子どもを取り巻く環境は複雑化・多様化しており、これらの有害環境への対策を行いながら、喫煙や薬物乱用が心身に与える影響について指導を進めていきます。

また、携帯電話やネット犯罪予防対策として、関係機関と連携し、適切な取り扱い方法を啓発していきます。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
携帯電話・ネット犯罪予防対策 スマホ・SNS等の適切な使用に関する学習		PTAや警察等関係機関と連携を取りながら、アンケートなどで携帯電話の使用状況などを把握し、講演会・チラシ等によりIT機器の健全な取り扱いを啓発する。			学校教育課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
全小中学校で年1回以上研修等実施	全小中学校で年1回以上研修等実施	全小中学校で年1回以上研修等実施	全小中学校で年1回以上研修等実施	全小中学校で年1回以上研修等実施	

【主な取組】

- たばこ・アルコール・薬物対策（学校教育課）

基本目標Ⅳ 子どもを安全に、安心して育てられるまちづくり

施策（１）良好な住環境の整備・・・

誰もが安心して、楽しく子どもを育てられるまちづくりを推進するため、公園や居住環境等の計画的な整備を進めます。

【 重点取組と目標 】

重点取組		取組内容			担当課
公園等の整備		子ども・子育て家庭を含めた市民が利用できる公園の整備や、憩いの空間づくりを計画する。			公園課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
サッカー場の整備	グラウンドゴルフ場、児童遊戯場の整備 健康ふれあい公園のグランドオープン	健康ふれあい公園へのアクセス道路の完成	民間の住宅開発に伴う公園等の設置を含め、良好な住居環境の整備を図る。 また、老朽化が進行する都市公園施設の長寿命化等、既存の都市公園の再編を目指す。		

【 主な取組 】

- 公園遊具等の安全確保（公園課）
- 公営住宅に関する情報提供（住宅課）
- 住居確保給付金（福祉暮らし仕事相談室）

施策（２）安全・安心な環境の整備・・・

安全・安心な子育て環境を目指し、通学路の安全対策、交通環境の整備、防犯・防災対策等を実施します。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
歩道・通学路の安全対策		歩道のバリアフリー化や通学路対策として危険な箇所の改善等を行い、安全を確保する。 また、まち協から情報収集した箇所について、学校、警察・東近江土木課・市交通政策課など関係機関が合同点検を実施し、点検結果をうけて安全対策会議を開く。			土木課 学校教育課
安心安全メール配信事業		事件や不審者情報について、連絡体制網「タウンメール」により伝達する。			人権・市民生活課
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
関係機関との通学路の合同点検を年１回実施	関係機関との通学路の合同点検を年１回実施	関係機関との通学路の合同点検を年１回実施	関係機関との通学路の合同点検を年１回実施	関係機関との通学路の合同点検を年１回実施	
タウンメール登録者数 11,500人	12,000人	12,500人	13,000人	13,500人	

【主な取組】

- 赤ちゃんの駅事業（子ども支援課）
- 市民バス（あかこんバス）運営事業（交通政策課）
- スクールガード（学校教育課）
- 交通安全教室（幼児課、学校教育課）
- 「子ども110番」の家の登録設置・推進（生涯学習課）
- 災害時における対策（危機管理課、福祉政策課）

施策（3）経済的負担の軽減・・・

子育て家庭の経済的負担を軽減するため、医療費の助成や児童手当等の施策を実施します。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
子ども医療費助成		小学校・中学校就学児の通院・入院医療費の負担金（保険診療に限る）を助成する ※平成31年4月より通院医療費の現物給付開始（所得制限有り）			保険年金課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
医療費助成総額 153,908千円	152,369千円	150,845千円	149,337千円	147,843千円	

【主な取組】

- 乳幼児医療費助成（保険年金課）
- 児童手当支給（子ども支援課）
- 保育所・幼稚園保育料の減免措置（幼児課）
- 助産制度（子ども支援課）

基本目標 V 仕事と生活の調和の支援

施策（1）家庭と仕事の両立支援・・・

「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）」や「働き方改革」についての周知・啓発を行い、家庭と仕事が両立できる環境づくりに向けて取り組みます。

また、子育てへの父親参加を促進するため、学習の場やきっかけづくりに取り組みます。

【重点取組と目標】

重点取組	取組内容				担当課
事業所への啓発	ワークライフバランスの実現に向けて関係団体等と連携して、企業力強化の位置づけによる啓発を行い、働き方の見直しを推進する。				商工労政課
男性の子育て参加への啓発	男性の育児参加を後押しするための啓発を行う。				子ども支援課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	
ワークライフバランスや働き方改革に関する事業所対象セミナーの受講者 20人	20人	20人	20人	20人	
男性の子育て参加を啓発する取組 ①啓発冊子「育パパ手帳」発行 年1回 ②子育てフェスタへの父親参加数 50人	①年1回 ②50人	①年1回 ②50人	①年1回 ②50人	①年1回 ②50人	

【主な取組】

- 学習機会や情報の提供（人権・市民生活課）
- 就労に関する相談（商工労政課）
- 指導者用・児童生徒用教材の配布（人権・市民生活課）
- 優良企業の取組紹介（子ども支援課）
- 市民への啓発（子ども支援課）

基本目標Ⅵ 社会的援助を必要とする子ども・家庭への支援

施策（１）児童虐待防止対策の充実・・・

虐待対応を含む支援が必要な家庭に対し、関係機関が情報を共有し、それぞれが持つ機能を発揮したネットワークによる支援を十分提供できるよう、各機関の連携と機能の強化を図ります。

また、子どもに関わるさまざまな機関や地域、子どもや保護者を含む市民全体に対し、児童虐待防止の啓発活動を行います。

【重点取組と目標】 ★：法定事業

重点取組	取組内容		担当課	
近江八幡市要保護児童対策地域協議会	関係機関等と連携・協働して、児童虐待の未然防止、早期発見及び児童虐待を受けた児童への迅速かつ適切な対応を行うための情報の共有及び対応策等の検討を行う。また、虐待防止に関する啓発を行う。		子ども家庭相談室	
★養育支援訪問事業 (専門的相談支援・育児家事支援)	「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、子育て不安等養育上の課題を抱える家庭に対して家庭訪問支援を行うことで、育児の負担感の軽減、養育の安定、虐待防止を図る。		子ども家庭相談室	
	「第5章事業量見込みと確保方策（地域子ども・子育て支援事業）」に定める確保方策に従い、健やか親子21計画と緊密な連携をとりながら、必要な対象者に漏れなく支援が提供できるよう体制の整備に努める。		健康推進課	
子ども家庭相談室事業	電話・窓口相談や家庭訪問等を行う。また虐待通告後、各関係機関と連携しながら対応・支援を行うとともに、相談窓口の周知、虐待防止の啓発活動を行う。		子ども家庭相談室	
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
虐待防止研修回数・参加人数 ①学校関係者向け 4回・100人 ②関係機関向け 2回・60人 ③保護者向け 3回・60人 ④市職員向け 2回・70人 ⑤児童生徒向け 1回・30人	①4回・100人 ②2回・60人 ③3回・60人 ④2回・70人 ⑤1回・30人	①4回・100人 ②2回・60人 ③3回・60人 ④2回・70人 ⑤1回・30人	①4回・100人 ②2回・60人 ③3回・60人 ④2回・70人 ⑤1回・30人	①4回・100人 ②2回・60人 ③3回・60人 ④2回・70人 ⑤1回・30人

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
養育支援訪問人数 ①専門的相談支援 15人 ②育児家事支援 10人	①15人 ②15人	①15人 ②20人	①15人 ②25人	①15人 ②30人
支援の必要な対象 者に適切な相談等 を実施				

施策（２）ひとり親家庭の自立支援の推進・・・

ひとり親家庭の生活の安定と自立を支援するため、国や県の制度に基づき、就業に向けた支援を推進するとともに、仕事と子育てを両立させることができるよう、相談体制や経済的支援の充実に努めます。

【 重点取組と目標 】

重点取組		取組内容				担当課
母子・父子自立支援体制の整備（総合的・包括的な相談支援）		自立に必要な情報提供、相談指導、就労支援等総合的な支援を行う。個々の状況やニーズに応じて自立に向けたサポートを行い、相談支援の充実・強化を図る。				子ども家庭相談室
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度		
支援の必要な対象者に適切な相談等を実施	—————→					

【 主な取組 】

- 母子家庭等自立支援教育訓練給付金事業（子ども家庭相談室）
- 母子家庭等高等職業訓練促進給付金等事業（子ども家庭相談室）
- 関係機関との連携強化（子ども家庭相談室）
- 児童扶養手当の支給（子ども支援課）
- 母子父子寡婦福祉資金の貸付（子ども家庭相談室）
- ひとり親家庭の医療費助成（保険年金課）

施策（３）障がい児施策の充実・・・

心身に障がいのある子どもが地域で安心して暮らせるように、その家庭の状況に応じたサービスの充実を図り、子どもがそれぞれの可能性を伸ばしながら成長できるよう、適切な支援を行います。

【重点取組と目標】

重点取組	取組内容				担当課
児童発達支援事業の充実	発達障がい児の増加に対応した、事業の利用枠の確保や実施日の拡大等を推進する。				発達支援課
保育所等訪問支援事業の充実	障がい児が集団生活を営む保育所・幼稚園等に支援員が訪問し、本児への専門的な訓練等と保育士等のスタッフへの支援指導等を行い、インクルーシブ環境における専門支援の提供を推進する。				発達支援課
ペアレント・トレーニング講座、ペアレント・メンター事業	障がい児を持つ親を支えながら、親としての育ちを支援する、各種講座の開設・充実を推進する。				発達支援課
障がい児相談支援事業の実施	障がい児の、適切な通所サービス利用をコーディネートする相談員、支援員の充実、事業の促進を図る。				発達支援課
子ども期の生活支援の充実	市行政責務として市行政が主体的に、各種生活支援のサービス提供体制の基盤整備や地域生活支援事業の充実、支援の質の向上を図る。				障がい福祉課
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
ひかりの子利用待ち０	利用待ち０	利用待ち０	利用待ち０	利用待ち０	
保育所等訪問支援を必要とする対象者に適切な支援を提供	—————→				
①障がい児の保護者対象研修参加率					
②メンター研修の参加率	対象者の５割以上	対象者の５割以上	対象者の５割以上	対象者の５割以上	
対象者の５割以上					

令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
障がい児相談支援計画を必要とする対象者に適切に計画を作成	→			
第一期障がい児福祉計画に定めるサービス利用者数 (実人数) 児童発達支援 179人 医療型児童発達支援 16人 放課後デイサービス 190人 保育所等訪問支援 54人 障害児相談支援 686人	第二期障がい児福祉計画に基づく目標値(利用人数)	第二期障がい児福祉計画に基づく目標値(利用人数)	第二期障がい児福祉計画に基づく目標値(利用人数)	第三期障がい児福祉計画に基づく目標値(利用人数)

【 主な取組 】

- 保健・医療の充実（健康推進課、障がい福祉課）
- 発達相談・発達検査の充実（発達支援課）
- 支援体制整備と支援者の資質向上（子ども支援課、幼児課）
- 特別支援教育（学校教育課）
- 障がい理解の促進（障がい福祉課）
- 障がい児の家族を含めたトータル支援の推進（親・兄弟姉妹・家庭）（発達支援課）
- 将来を意識した学齢期の支援の充実（学校教育課）
- 余暇や自立を目指した支援の充実（障がい福祉課、生涯スポーツ課）
- 雇用・就労の推進（障がい福祉課、商工労政課）

施策（４）外国人住民への子育て支援の充実・・・

言葉や文化の違いやコミュニケーション不足から生じる問題に対して、円滑かつ適正な行政サービスを提供できるよう、施策の充実や環境整備に努めます。

また、文化の異なる子どもたちが、地域の中で交流し、様々な国や文化を知り、認め合う機会をつくります。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容				担当課
適切な行政情報の提供		日本語の理解や日本の生活習慣についての知識が不十分な外国人住民が、円滑かつ適正な行政サービスを受けられるよう、施策の充実や環境整備に努める。				まちづくり協働課
令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度		
①窓口等対応（通訳）件数 650件 ②翻訳件数 80件 ③資料「やさしい日本語」の普及	①通訳650件 ②翻訳 90件	①通訳650件 ②翻訳100件	①通訳650件 ②翻訳100件	①通訳650件 ②翻訳100件	→	

【主な取組】

- 多文化共生教育の推進（まちづくり協働課、幼児課、学校教育課）
- 地域住民としての主体性の発揮促進（まちづくり協働課）

施策（５）子どもの貧困対策の推進・・・

子どもを貧困の連鎖から断ち切り、将来の自立した生活を確保するため、家庭の状況に左右されることなく、子どもの学びが保障されるよう支援します。

また、子どもの就学支援等、経済的な困窮家庭に対する支援の充実を図ります。

【重点取組と目標】

重点取組		取組内容			担当課
学習支援事業		生活困窮世帯等の中学生を対象に、定期的な学習会を開催し、基礎学力向上及び学習習慣・生活習慣の定着を図る支援を実施することにより、公立高校への進学等を目指すとともに、高校中退を防止する。			福祉暮らし 仕事相談室
令和２年度	令和３年度	令和４年度	令和５年度	令和６年度	
進学支援教室 参加者 141人 (47回×3人)	141人 (47回×3人)	141人 (47回×3人)	141人 (47回×3人)	141人 (47回×3人)	

【主な取組】★：法定事業

- ★実費徴収に係る補足給付を行う事業（幼児課）
- 児童・生徒就学援助費制度（学校教育課）